発行　株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞　第 203 号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
We make food labeling accessible for everyone.

韓国の「ナトリウム・糖類低減表示基準」改正について

2025年10月20日、韓国食品医薬品安全処（MFDS）は「ナトリウム・糖類低減表示基準」を改正した告示（2025-68号）を公布しました。本改正は2024年10月17日に施行された一部改正（告示第2024-63号）に続き、適用対象食品の拡大と制度の詳細化がなされていますので、こちらに整理したいと思います。

＜ポイント＞

- 「低減表示」の対象食品は限定されていたが、改正により段階的（2024年、2025年）に拡大された
- 対象食品は、ナトリウム低減と糖類低減で区分されている
- 比較対象には、食品カテゴリーごとの平均値データを使用する

Label bank

食品表示調査サービス

原材料及び添加物の適合性検証
容器包装への表示案の適合性検証

以下が、2025年10月改正の低減表示基準です。

第4条（表示基準）

① 次の各号のいずれかに該当する場合、「少ない、減量、ライト、低減、低」及びこれに類似する用語を用いてナトリウム・糖類低減表示を行うことができる。

1. 細分類別の平均値を基準として10％以上低減した場合。この場合、細分類別の平均値は、市販流通中の食品の細分類別ナトリウム・糖類含有量の平均値を対象に算出する。

2. 細分類別の自社類似製品と比較単位当たり25％以上削減した場合（ただし、食品の細分類別ナトリウム・糖類含有量の平均値以下の場合に限る。）

② 第1項第1号に基づく細分類別の平均値は、食品医薬品安全処のホームページに掲載する方法で通知することができる。

③ 比較単位は1回提供量当たりとする。ただし、個分けなどによって分割可能な製品において、その単位内容量が100g以上であるか、または1回摂取参考量以上の食品の比較単位は、単位内容量とする。

対象食品（第3条）としては、ナトリウム低減では麺類やスープ製品、糖類低減ではパン類やアイスクリームなどがリストアップされており、2025年10月の改正ではスープ製品やパン類等の品目拡大と、チョコレートの追加などがされています。対象食品の分類詳細は、告示巻末の別紙に整理されています。

韓国への輸出食品に同様の表示をしようとする際は、特に「比較対象」の違いに注意が必要です。例えば日本の食品表示基準（第七条）の「低減された旨（別表第十三）」も他の同種の食品と比較して「〇〇％カット」等と表示することができますが、比較対象は事業者の任意（自社の類似商品など）で設定することができます。

しかし韓国の「ナトリウム・糖類低減表示基準」は、MFDSが定める食品カテゴリーごとの平均値データが比較対象の基準となる点で大きく異なるといえます。また韓国には個別の食品規格（定義や規格基準）がありますので、輸出する際には自社製品の食品規格への適合性を確認することも、あわせて重要になると思います。

同様の表示を予定されている方には、MFDSの事業者向けガイドライン（2024年12月時点）がイラスト付きで分かりやすいと思います。こちらで制度の大枠を確認したのちに、2025年の改正内容を確認されるとよいでしょう。

（川合）

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。

ミニコラム

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会取りまとめ（案）について

2025年11月14日、「第7回食品表示へのデジタルツール活用検討分科会」が開催され、食品表示のデジタル化への課題について取りまとめ案が提示されました。今回はその概要をとりあげてみたいと思います。（本件の検討背景は弊紙バックナンバーをご参照ください。）

表示のためのデータ管理は分散管理が適当

表示のためのデータ管理は国等が管理する1つのデータベースに登録・保管する「一元管理」と、国等が規定するルールに従い事業者で各々データベースを保管する「分散管理」の2つの管理方法が挙げられましたが、設計コストや事業者既存のデータベースを有効活用できることを考えると分散管理により制度設計することが適当と判断されています。

具体的な方法について

取りまとめ案では、容器包装上の義務表示の一部をデジタルツールで代替するかは事業者の任意としています。使用するツールは消費者所有のスマートフォンの使用を前提に二次元コードを読み取り、食品表示情報にアクセスする形を想定しています。流れとしては図に示されるような3つのパターンが提示されましたが、「テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、消費者がいかなる情報をも提供又は開示する必要なく、容易にアクセスできなければならない。」という観点から、以下の①あるいは②の形式での提供が適当とされています。

広告等との棲み分け

現在の容器包装の実態を踏まえ、デジタルツールを使用したプラットフォーム上の広告表示は、食品表示の情報提供が第一であり、食品表示情報を妨げない形であれば認められるものと考えられます。一方で食品表示よりも先に広告が表示されたり、食品表示よりも目立ったり、一括表示の間に入るなど、食品表示の視認を妨げるような広告が表示されるような形は望ましくありません。

行政機関が修正履歴を適切に監視できる仕組みが必要

デジタルツールの活用は、事業者の情報修正が容易となる一方、対外的に確認できない形で誤りをなかったものにし消費者に不利益を与える可能性も考えると、修正履歴の保管方法・示し方を併せて検討していくことになります。

今後の予定

取りまとめ内容を食品表示懇談会に報告した後に、本分科会における議論は終了。来年度からは具体的なガイドラインなどの作成・検証となります。

そのほか、容器包装に引き続き必須となる項目やデジタルツール活用で代替可能な項目の具体的議論が食品表示懇談会で実施される予定です。

（井上）

この記事はウェブでお読みいただけます。

右のQRコードをスキャンしてアクセスください。

今月のお気に入り言葉

月冴ゆる

（季語）

Label bank
発行　株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
毎月 1 日発行
WEB サイト：
https://www.label-bank.co.jp/
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540